

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月12日
【会社名】	新光電気工業株式会社
【英訳名】	SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 満晴
【本店の所在の場所】	長野県長野市小島田町80番地
【電話番号】	(026) 283 - 1000 (代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート法務部長 阿部 忠広
【最寄りの連絡場所】	長野県長野市小島田町80番地
【電話番号】	(026) 283 - 1000 (代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート法務部長 阿部 忠広
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年 4月 9日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年 4月17日
【発行登録書の有効期限】	平成27年 4月16日
【発行登録番号】	25 - 関東42
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年 8月12日（提出日）であります。
【提出理由】	四半期報告書（第80期第1四半期 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 6月30日）を平成26年 8月12日に関東財務局長に提出いたしました。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成25年 4月 9日に提出した発行登録書の参照書類とするものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。